

生食発 0627 第 3 号  
4 輸国第 1245 号  
令和 4 年 6 月 27 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部  
改正について

今般、台湾向け輸出貝類（活貝類を輸出する場合を除く。）及びベトナム向け  
輸出水産食品（活水産動物を除く。）について、各国・地域当局と協議の結果、  
地方厚生局及び都道府県等衛生部局で実施している衛生証明書発行を農林水産  
省が実施することについて合意したことから、「農林水産物及び食品の輸出証明  
書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・  
農林水産大臣決定）の一部改正を別添のとおり行い、令和 4 年 7 月 1 日より施行  
することとしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関  
係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。